

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた運用

1 発注時の施工条件総括表への明示

「本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材の調達に必要な経費について、設計変更を行う対象工事である。」旨を施工条件総括表の「XIその他」に記載する。

2 設計変更の流れ

- (1) 受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる^{※1} ことを証明できる資料^{※2}を添付の上、設計変更について発注者へ協議^{※3}する。

※1 別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

①調達検討資材の代替資材を調達した場合

例：当初設計計上していた塩ビ管が入手できず、鋼管に変更することにより追加の経費が発生した場合

②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

例：遠方からの調達により追加の運搬費がかかった場合

③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

例：流通状況によって、当初設計時点より資材が値上がりして追加の経費が発生した場合

※2 資材メーカー等の証明資料の発行が困難な場合は、やりとりの記録（電話記録、メール等）でも可とする。

※3 別添「打合せ簿（別途調達経費協議案）」を参照ください。

- (2) 発注者は、打合せ簿及び資料の内容を精査する。

- (3) 精査の結果承諾する場合は、下記のとおり対応する。

ア 受注者は、別途調達経費の額及び対象となる数量を証明できる書類（実際の取引伝票等）を発注者に提出する。

イ 下記「3 積算方法」に基づき設計変更を行う。

3 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。

- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、部分払いを行っている場合は、出来形部分の数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可
設計図書の数量 $\leq$ 証明数量 $\leq$ 設計数量	→ 対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 対象数量は設計数量

(注)設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

（設計変更見込み数量を考慮すること）

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量
（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定する。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

(3) 設計変更にかかる単価は、上記 2 (3) アで提出された書類で確認できた実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合（特別単価調査に基づく単価等）は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行う。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初設計時点での設計単価と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行う。